

指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービス 重要事項説明書

指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団やわらぎ
主たる事務所の所在地	〒432-8061 浜松市西区入野町19954番地の550
代表者（職名・氏名）	理事長 中村 守孝
設 立 年 月 日	平成11年3月26日
電 話 番 号	053-440-3687

2. 事業所の概要

事業所の名称	なかむらクリニック 訪問介護ステーション	
事業所の所在地	〒432-8061 浜松市西区入野町19954番地の555	
電 話 番 号	053-440-5636	
F A X 番 号	053-440-5637	
指定年月日・事業所番号	令和3年6月1日指定	2217111737
通常の事業の実施地域	浜松市西区、浜松市中区、浜松市南区	
併 設 事 業 所	「なかむらクリニック デイ・なかむら」（通所リハビリ）	

3. 運営の方針

- ・指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の日常生活の維持又は向上に努めます。
- ・指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ・身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、着替介助 等）
- ・生活支援（掃除、洗濯、食事の支度、買い物 等）

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月30日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）を除く。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分までとする。 サービス提供時間は、午前8時30分～午後5時とする。

6. 事業所の従業者の体制

（令和3年6月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	-	1		
サービス提供責任者	1	-	-	-
訪問介護員等	-	-	3	-

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は厚生労働大臣が定める額であり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に介護負担割合証に記載の割合を乗じた額です。なお、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

（1）基本報酬・事業費（介護保険給付の対象となる費用）

【指定訪問介護（要介護1～要介護5）】

区分		単位数 (単位/回)	基本利用料 ※単位数×10.21円	利用者負担 (1割負担の場合)
身体介護	所要時間20分未満の場合	167	1,705 円/回	171 円/回
	所要時間20分以上30分未満の場合	250	2,552 円/回	256 円/回
	所要時間30分以上1時間未満の場合	396	4,043 円/回	405 円/回
	所要時間1時間以上の場合	579	5,911 円/回	592 円/回
	所要時間1時間を超え30分増すごと	+84	857 円/回	86 円/回
生活援助	所要時間20分以上45分未満の場合	183	1,868 円/回	187 円/回
	所要時間45分以上の場合	225	2,297 円/回	230 円/回
通院等 乗降介助	通院のための乗車又は降車の介助が 中心である場合	99	1,010 円/回	102 円/回

【指定介護予防訪問サービス（事業対象者・要支援1・要支援2）】

区分	単位数	基本利用料 ※単位数×10.21円	利用者負担 (1割負担の場合)
----	-----	----------------------	--------------------

介護予防訪問サービス費 (Ⅰ)	1週間に1回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた場合	1,176 単位/月	12,006円/月	1,201円/月
介護予防訪問サービス費 (Ⅱ)	1週間に2回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた場合	2,349 単位/月	23,983円/月	2,399円/月
介護予防訪問サービス費 (Ⅲ)	1週間に2回程度を超える介護予防訪問サービスが必要とされた場合 (要支援2のみ)	3,727 単位/月	38,052円/月	3,806円/月

(2) 加算・減算 【指定訪問介護・指定介護予防訪問サービス 共通】

要件を満たす場合に上記基本報酬・事業費に料金が加算又は減算されます。

区分		単位数	基本利用料 ※単位数×10.21円	利用者負担 (1割負担の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位/月	2,042 円/月	205円/月
生活機能向上 連携加算	生活機能の向上を目的として訪問（通所）リハビリテーションの専門職と連携して訪問介護計画を作成した場合。	100単位/月	1,021 円/月	103円/月
特定事業所加算	専門性の高い人員を配置し、介護度が高い利用者等にも積極的に介護サービスを提供している事業所	(Ⅰ) 所定単位数 ×20.0% (Ⅱ) 所定単位数 ×10.0% (Ⅲ) 所定単位数 ×10.0% (Ⅳ) 所定単位数 ×5.0% (Ⅴ) 所定単位数 ×3.0%		
介護職員処遇 改善加算	市へ届出を行って、介護職員の賃金改善等を実施している事業所	(Ⅰ) 合計単位数 ×13.7% (Ⅱ) 合計単位数 ×10.0% (Ⅲ) 合計単位数 ×5.5%		

※ 浜松市は地域区分7級地のため、単位数に10.21を乗じた額となります。

※ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により誤差が生じることがあります。

(2) その他の費用（介護保険給付の対象とならない費用）

交通費	通常の事業の実施地域以外に地域の居宅において指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスを行なう費用 ／通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道15円/k m
キャンセル料	利用者様のご都合により、ご連絡なくキャンセル（サービス提供にヘルパーが訪問）した場合／500円 ※体調不良等によるキャンセルは、除きます。

(4) 支払い方法

当月末締めにて清算し、請求書を翌月20日までに発行、27日（銀行休業日の場合は翌営業日）にご指定の銀行口座から振り替えさせていただきます。

- * 何らかの理由により口座より振り替えが出来なかった場合は、次回振替日に翌月分と合わせて振り替えさせていただきます。
- * 指定の出来る銀行口座は、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、静岡県内信用金庫、静岡県内農協、ゆうちょ銀行、静岡県労金 他です。

8. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅介護支援事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族、提携医療機関等へ連絡し指示を仰ぎ、必要な措置を講じます。

提携医療機関	医療機関の名称	なかむらクリニック
	氏名	中村 守孝
	所在地	浜松市西区入野町19954番地の550
	電話番号	053-440-3687

10. 事故発生時の対応

指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 災害時の対応

火災、天災等、災害時においては、すみやかに安全を確保し人命救助に努めます。地震警戒宣言発令の際には、行政指導に従い、ご家族、地域での非常対策に則した行動が取れるように致します。

1 2. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 / 053-440-5636 受付時間 / 月曜日から金曜日 午後8時15分～午後5時15分 担当者 / サービス提供責任者
---------	---

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	浜松市介護保険課	電話 053-457-2875
	浜松市中区長寿保険課	電話 053-457-2324
	浜松市西区長寿保険課	電話 053-597-1119
	浜松市南区長寿保険課	電話 053-425-1572
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話 054-253-5590

1 2. サービスの利用終了について

利用者の都合によりサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間無くこの契約を解約することができます。その他のサービス終了（事業所の都合によるもの、自動的に終了するもの等）につきましては、利用契約書でご確認ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者 所在地 浜松市西区入野町 19954 番地の 555
事業所名 なかむらクリニック 訪問介護ステーション
職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名 印

利用者家族等
住所
氏名 印
本人との続柄